

秋田県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和7年6月10日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
106	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	回胴式	S／ドルアーガの塔／ Z U	第4S1143号
107	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	回胴式	Lドルアーガの塔Z A	第5S0405号
108	株式会社レオスター 代表取締役 前田 邦宏 東京都台東区東上野二丁目13番8号	回胴式	L新鬼武者3 S A	第5S0507号